

# 公 示 送 達 書

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び  
多摩市市税条例第18条の規定により、下記の送達書類を公  
示送達する。

なお、この書類は当市役所納税課で保管し、送達を受ける  
べき者の申し出がある場合は、交付する。

令和8年9月17日

多摩市長 阿部 裕行

## 記

送達を受け  
るべき者

氏 名  
(名 称)

高橋 雄太

送 達 す る  
書 類 の  
名 称

地方税法第329条に基づく文書

以下余白

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して

7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。